

平成 2 3 年度第 1 回 自動車検査員教習試験問題

(基礎法令 ・ 整備関係法令)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

- 1 . 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
- 2 . 試験時間は 7 5 分間です。
- 3 . 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
- 4 . 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
- 5 . 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
- 6 . その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題 1 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令に規定されている事項に関して述べたものである。各文の【 】～【 】のあてはまる字句の組合せとして適切なものを選び、その記号を記入しなさい。

1 . この法律は、道路運送車両に関し、【 】についての【 】を行い、並びに安全性の確保及び【 】その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の【 】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア	所有権	証明等	災害の防止	運送事業
イ	所有権	公証等	公害の防止	整備事業
ウ	使用権	公証等	公害の防止	運送事業
エ	使用権	証明等	災害の防止	整備事業

2 . この法律で「自動車」とは、【 】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより【 】して陸上を【 】させることを目的として製作した用具であって、法第 2 条第 3 項に規定する【 】以外のものをいう。

ア	原動機	牽引	移動	原動機付自転車
イ	エンジン等	連結	移動	小型特殊自動車
ウ	エンジン等	連結	運行	小型特殊自動車
エ	原動機	牽引	運行	原動機付自転車

3 . 自動車の【 】は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は【 】に変更があったときは、その事由があった日から【 】に、国土交通大臣の行う変更登録の【 】をしなければならない。ただし、法第 1 3 条の規定による移転登録又は第 1 5 条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

ア	所有者	使用の本拠の位置	1 5 日以内	申請
イ	使用者	使用の本拠の位置	2 5 日以内	届出
ウ	使用者	保管場所の位置	1 5 日以内	報告
エ	所有者	保管場所の位置	2 5 日以内	申請

4. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の【 】を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の【 】にするような行為をしてはならない。但し、【 】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条の規定による【 】を受けたときは、この限りでない。

ア	打刻	識別を困難	整備	命令
イ	職権打刻	認識を不可能	検査	指示
ウ	打刻プレート	認定を不可能	運行	指摘
エ	打刻	認識を困難	配送	指導

5. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める【 】又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、【 】の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 最低地上高
- 三 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55キログラムに【 】を乗じて得た重量の総和をいう。）
- 四 車輪にかかる荷重
- 五 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- 六 車輪にかかる荷重の【 】に対する割合
- 七 最大安定傾斜角度
- 八 最小回転半径
- 九 接地部及び接地圧

ア	保安上	運送	立席定員	車両重量
イ	安全上	運送	乗車定員	車両重量
ウ	安全上	運行	立席定員	車両総重量
エ	保安上	運行	乗車定員	車両総重量

6. 法第40条から第42条まで、第44条及び第45条の規定による【 】又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び【 】が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に【 】であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより【 】又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

ア	安全上	機能	安心	製作者
イ	安全上	装置	安全	整備事業者
ウ	保安上	機能	安心	整備事業者
エ	保安上	装置	安全	製作者

7. 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が【 】に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に【 】を記入して、これを当該自動車の使用者に【 】し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に【 】しないものとする。

ア	審査事務規程	必要事項	交付	手交
イ	保安基準	有効期間	手交	交付
ウ	保安基準	有効期間	返付	返付
エ	審査事務規程	必要事項	返付	交付

8. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の【 】を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに【 】され、又は自動車検査証返納証明書に【 】された構造等に関する事項について【 】があったときは、その効力を失う。

ア	返付	記録	記録	修正
イ	返付	登録	記載	補正
ウ	交付	登録	記録	訂正
エ	交付	記録	記載	変更

9. 何人も、【 】の目的をもつて、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を【 】し、若しくは変造し、又は【 】若しくは変造に係るこれらの物を【 】してはならない。

ア	使用	複製	複製	販売
イ	利用	偽造	複製	売買
ウ	悪用	複製	偽造	掲示
エ	行使	偽造	偽造	使用

10. 何人も、法第58条第1項の規定により有効な【 】の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【 】、装置の【 】又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が【 】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

ア	自動車検査証	改造	取付け	保安基準
イ	登録事項通知書	整備	搭載	審査事務規程
ウ	登録事項通知書	製造	装着	通達等
エ	自動車検査証	修理	備え付け	道路運送法

11. 法第3条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。

別表第1 (抜粋)

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。)にあっては、その総排気量が【 】リットル以下のものに限る。)	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。)	3.40メートル以下	【 】メートル以下	【 】メートル以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が【 】リットル以下のものに限る。)	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下

ア	1.99	1.49	2.50	0.125
イ	2.00	1.48	2.00	0.250
ウ	1.99	1.48	2.50	0.250
エ	2.00	1.49	2.00	0.125

12. 法第19条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の【 】は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の【 】の【 】位置に確実に取り付けることによって行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、【 】の自動車登録番号標を省略することができる。

ア	数字	前面又は後面	見やすい	後面
イ	数字	前面及び後面	取付やすい	前面及び後面
ウ	表示	前面又は後面	取付やすい	前面又は後面
エ	表示	前面及び後面	見やすい	前面

13. 法第36条（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された【 】が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の【 】の【 】位置に確実に取り付けることによって行うものとする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、【 】の臨時運行許可番号標を省略することができる。

ア	数字	前面又は後面	見やすい	後面
イ	文字	前面及び後面	取付やすい	前面及び後面
ウ	表示	前面又は後面	取付やすい	前面又は後面
エ	番号	前面及び後面	見やすい	前面

14. 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第54条の2第1項の規定により必要な整備を行うべきことを【 】自動車が滅失し、【 】し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）若しくは自動車の【 】したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったときは、当該【 】を取り消すことができる。

ア	命じた	解体	用途を廃止	命令
イ	指示した	修理	用途を廃止	指示
ウ	命じた	修繕	使用を中止	命令
エ	指示した	補修	使用を中止	指示

15. 一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を【 】する者は、当該自動車に係る登録識別情報等【 】(登録識別情報その他の自動車登録ファイルに【 】されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を【 】しなければならない。

ア	申請	連絡書	登録	提出
イ	届出	通知書	記録	提出
ウ	申請	通知書	記録	提示
エ	届出	連絡書	登録	提示

問題2 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている道路運送車両の点検及び整備に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を下枠から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように【 】しなければならない。
2. 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、法第49条第1項及び法第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
 - 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
 - 二 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 【 】月
 - 三 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年
3. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 点検の年月日
 - 二 点検の結果
 - 三 【 】
 - 四 整備を完了した年月日
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
4. 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（法第54条の2第1項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを【 】ことができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。
5. 法第54条の2第1項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から【 】に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

- 6．法第55条第2項の試験（自動車整備士の技能検定試験）に関し不正の行為があったときは、国土交通大臣は、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、【 】の期間を定めて同項の試験を受けさせないことができる。
- 7．国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする【 】を作成し、これを公表するものとする。
- 一 法第47条の2第1項及び第2項並びに第48条第1項の規定による点検の実施の方法
 - 二 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法
 - 三 前2号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項
- 8．国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、自動車の「タイヤの亀裂、損傷」の日常点検は、タイヤの【 】に著しい亀裂や損傷がないか、また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検することが示されている。
- 9．国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のディスク・ホイールを取付けた後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後に規定トルクでホイール・ナットを締め付けることについては、【 】km走行後が最も望ましいとされている。
- 10．法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項（点検整備記録簿の記載事項）は、次のとおりとする。
- 一 登録自動車にあっては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
 - 二 点検又は分解整備時の【 】
 - 三 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）

ア．維持	イ．内側	ウ．管理	エ．交換部品	オ．作業内容
カ．指示する	キ．進言する	ク．整備の概要	ケ．全周	
コ．総走行距離	サ．側面	シ．手引	ス．点検の概要	
セ．方法書	ソ．命ずる	タ．1週間以内	チ．2年以内	
ツ．3	テ．3年以内	ト．6	ナ．5～10	ニ．12
ヌ．15日以内	ネ．30日以内	ノ．50～100		

問題 3 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令又は通達等に規定されている自動車の整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれの枠内から選び、その記号を記入しなさい。

- 1．自動車分解整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業をいう。以下同じ。）の【 】は、次に掲げるものとする。
- 一 普通自動車分解整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業）
 - 二 小型自動車分解整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）
 - 三 軽自動車分解整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）

ア．区別 イ．類別 ウ．条件 エ．種類 オ．種別

- 2．自動車分解整備事業者は、【 】を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

ア．定期点検 イ．分解整備 ウ．点検整備 エ．車検 オ．検査

- 3．地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【 】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

ア．車両置場 イ．管理組織 ウ．資金 エ．資本 オ．施設

- 4．法第94条の2第1項の指定を受けた指定自動車整備事業者は、同項の設備（自動車の検査の設備を含む。）、技術及び【 】を同条第1項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

ア．車両置場 イ．管理組織 ウ．資金 エ．資本 オ．施設

5. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を【 】しなければならない。

ア．選定 イ．指名 ウ．指示 エ．任命 オ．選任

6. 法第80条第1項第1号の事業場の設備及び従業員の基準（認証基準）は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、別表第4に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。
- 二 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。
- 三 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- 四 事業場は、別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- 五 事業場には、【 】の分解整備に従事する従業員を有すること。
- 六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第62条の2の2第1項第5号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

ア．2人以上 イ．2～3人程度 ウ．4人以上 エ．5人以上
オ．10人以下

7. 自動車分解整備事業者は、事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも1人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を【 】させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

ア．監督 イ．監視 ウ．処理 エ．最終確認 オ．統括管理

8. 優良自動車整備事業者の認定を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 受けようとする認定の種類
- 四 実施している整備作業の範囲
- 五 【 】の氏名及び略歴
- 六 主任技術者の氏名及び略歴
- 七 工員の構成及びその技能程度

ア. 事業場管理責任者 イ. 整備主任者 ウ. 自動車検査員 エ. 工場長 オ. 代表取締役
--

9. 法第94条の2の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 法第94条の2第2項において準用する法第78条第2項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けようとする者にあつては、その内容
- 四 認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第78条第2項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容
- 五 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、その種類及び認定番号
- 六 優良自動車整備事業者の認定を受けていない者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 実施している整備作業の範囲
 - ロ 【 】の氏名及び略歴
 - ハ 主任技術者の氏名及び略歴
 - ニ 工員の構成及びその技能程度

ア. 事業場管理責任者 イ. 整備主任者 ウ. 自動車検査員 エ. 工場長 オ. 代表取締役
--

10. 法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 法第94条の5第4項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみ限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト

ロ ブレーキ・テスト

ハ 前照灯試験機

ニ 音量計

ホ 速度計試験機

へ 一酸化炭素測定器

ト 炭化水素測定器

チ 【 】

ア．黒煙測定器及びオパシメーター イ．黒煙測定器又はオパシメーター
ウ．PM測定器 エ．粒子状物質測定器 オ．NOx測定器

11. 法第94条の4第1項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として1年以上の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う【 】したもの

二 法第74条第1項の自動車検査官の経験を有する者

三 自動車検査独立行政法人法（平成11年法律第218号）第15条の審査事務を実施する者として自動車の審査業務の経験を有するもの

四 法第76条の3第1項の軽自動車検査員の経験を有する者

ア．研修を受講 イ．教習を受講 ウ．法令研修及び実技研修を受講
エ．教習に参加 オ．教習を修了

12. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【 】することにより行う。

ア．記名 イ．押印 ウ．記名し、又は押印 エ．記名し、及び押印
オ．記名し、若しくは押印

13. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の検査をした日から【 】とする。

ア. 15日間 イ. 30日間 ウ. 15日程度 エ. 30日程度
オ. 自動車損害賠償責任保険の満了日の翌日まで

14. 【 】は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。

ア. 事業場管理責任者 イ. 指定自動車整備事業者 ウ. 代表者
エ. 工場長 オ. 統括管理責任者

15. 指定自動車整備事業者は、法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求する者から自動車損害賠償責任保険証明書の提示がない場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【 】。

ア. 書損とする イ. 交付台帳にて管理すること ウ. 朱抹処理とする
エ. 交付しなければならない オ. 交付してはならない

16. 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車分解整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の【 】であること。

ア. 種類の範囲内 イ. 条件の範囲内 ウ. 車両重量の範囲内
エ. 燃料の区分の範囲内 オ. 用途の範囲内

17. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「自動車検査独立行政法人法」(平成11年12月22日法第218号)第12条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び【 】についての確認を行うこと。

ア. 車体外観 イ. 封印 ウ. 車体表示 エ. 番号標の視認性
オ. 検査標章

18. 現に指定自動車整備事業を営んでいない自動車分解整備事業者が、新たに指定自動車整備事業の指定を受けようとする場合、自動車検査の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））が基準以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の【 】であること。

ア．3%程度 イ．5%以下 ウ．3%以下 エ．1割以下
オ．3割以下

19. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。
ただし、【 】に伴う簡単な作業は補助者が行っても差し支えない。

ア．整備 イ．点検 ウ．測定 エ．点検及び整備 オ．検査

20. 指定整備記録簿の「目視等による検査」の欄については、目視、【 】等を用いて行う検査結果を記載すること。

ア．目測 イ．計測器 ウ．検査機器 エ．ハンマ オ．検車台

問題 4 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に基づく通達に規定されている指定自動車整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を記入しなさい。

- 1．法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定に係る設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織のうち、当該事業場の保有する工員の数は【 】人以上であること。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8 t以上、最大積載量5 t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上であること。
- 2．法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定に係る設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織のうち、当該事業場の車両置場（屋内、屋外を問わない。）は、当該事業場の屋内現車作業場面積の【 】%以上であること。
- 3．自動車検査証の有効期間の満了日が平成23年10月14日であって、新たに締結した自動車損害賠償責任保険の保険期間が平成24年10月15日までとなっている自家用貨物自動車の継続検査において、自動車検査員が平成23年10月13日に完成検査を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証を平成23年10月14日に交付する場合、当該保安基準適合証の最終の検査申請日は平成23年10月【 】日である。
- 4．自動車検査員が完成検査の確認時において、関係通達に基づき保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、総走行距離を記載する場合、【 】km単位以下の数値は「00 km」として記載するものとする。

5. 自動車検査員が、平成11年8月31日に登録された自動車について、**すれ違い用前照灯の検査**を行ったところ下左のとおりであった。この結果を関係通達に規定する記載要領に従って下右の記録簿に正確に記入（字句の記入、及び該当箇所につける等）しなさい。なお、該当しない箇所は斜線としなさい。また、この結果による検査の適否を判定して「検査結果」欄の該当する方に をつけなさい。

	前照灯（右）	前照灯（左）
取付 高さ	7 1 cm	7 1 cm
光軸	下 3 cm 左 4 cm	上 2 cm 右 5 cm
光度	8 0 0 0 c d	9 0 0 0 c d

前 照 灯		
	右	左
取付 高さ		
	cm	cm
光 軸	下 cm	下 cm
	左・右 cm	左・右 cm
光 度	主 × 1 0 0 c d	主 × 1 0 0 c d
	副 × 1 0 0 c d	副 × 1 0 0 c d

検査結果	適 ・ 否
------	-------

答案用紙（基礎法令・整備関係法令）

受講 番号		氏 名 生年月日	昭・平 年 月 日
----------	--	-------------	-----------

問題 1 適切な記号を記入しなさい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
イ	ア	ア	ア	エ	エ	ウ	エ	エ	ア

11	12	13	14	15
イ	エ	エ	ア	ウ

問題 2 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ア	ト	ク	ソ	ヌ	テ	シ	ケ	ノ	コ

問題 3 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
エ	イ	イ	イ	オ	ア	オ	ア	ア	イ

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
オ	エ	ア	イ	オ	ア	ウ	ウ	オ	エ

問題 4 適切な字句を記入しなさい。

①	②	③	④
4	30	15	10

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 71 cm	71 cm
光軸	下 3 cm	上 2 cm
	左・右 4 cm	左・右 5 cm
光度	主 × 100 cd	主 × 100 cd
	副 × 100 cd 80 cd	副 × 100 cd 90 cd

検査結果	適 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否
------	---